

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 7 年 9 月 2 6 日（金）
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎 2 階大会議室
出 席 委 員	1 3 名（2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14 番）
欠 席 委 員	1 名（1 番）
議 事 日 程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 報告事項 第 3 議第 1 号 農地法 3 条に基づく許可について 第 4 議第 2 号 農用地利用集積等促進計画の決定について 第 5 議第 3 号 換地計画（加田地区）の同意について
出席した者の職氏名	事務局長 景山 貴文 書記 塚原 誠
議長	開会 9 時 3 0 分 ただ今から令和 7 年度第 6 回飯南町農業委員会総会を開催致します。 （議長からあいさつがなされたのち、出席委員 1 3 名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に 9 番委員、1 0 番委員が指名された。）
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。 （農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について資料に基づき説明。） （農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく合意解約について資料に基づき説明。）
議長	ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。 議第 1 号 農地法 3 条に基づく許可について
議長	議第 1 号 農地法 3 条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第 1 号 農地法 3 条に基づく許可申請について、本日 3 件の申請が出ています。

譲渡人の住所氏名	[redacted]	
譲受人の住所氏名	[redacted]	
申請の土地	[redacted]	他1筆
現況地目	田	
登記簿地目	田	
合計面積	1823m ²	
種類	所有権移転	
対価	贈与	
期間	許可の日から永久	
譲渡理由	申請地は相続により取得した土地で、譲渡人は[redacted]に居住し、当町に居住する気持ちはない。当該地は譲受人が従前から草刈り等の管理を行っていたため、譲渡人の希望により、本件許可申請に及んだ次第。	
譲受理由	譲渡人の要望による。	
備考	—	

譲渡人の住所氏名	
譲受人の住所氏名	
申請の土地	
現況地目	田
登記簿地目	田
合計面積	1 5 1 4 m ²
種類	所有権移転
対価	贈与
期間	許可の日から永久
譲渡理由	申請地は相続により取得した土地で、譲渡人はに居住しているものの、経年とともに耕作が困難となり、譲渡人に貸与していた。この度、譲受人に無償で譲渡することを約し、本件許可申請に及んだ次第。
譲受理由	譲渡人の要望による。
備考	—

13 ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。

	受付・申請番号 2 5 3 - 9 号 譲渡人の住所氏名 [redacted] 譲受人の住所氏名 [redacted] 申請の土地 [redacted] 他 4 筆 現況地目 畑及び田 登記簿地目 畑及び田 合計面積 8 7 7 6 m² 種類 所有権移転 対価 売買 期間 許可の日から永久 譲渡理由 申請地は相続により取得した土地で、譲渡人は遠方に居住し、当町に帰る気はない。当該地は約 [redacted] 年前より、譲受人の両親が耕作しており、譲受人の両親が死亡してからは譲受人が耕作していた。この度、譲渡人から山林等含む不動産を一括して購入してほしいとの申し出があり、本件許可申請に及んだ次第。 譲受理由 譲渡人の要望による。 備考 - 1 5 ~ 1 6 ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。
議長	ありがとうございました。 地元担当委員による現地確認報告をお願いします。受付番号 2 5 3 - 7 号からお願いします。
[redacted] 委員	譲受人の [redacted] さんは当該農地を予てより管理しておられました。この度譲渡人である [redacted] さんが今後 [redacted] を離れる予定がなく当該農地の管理が不可能であるため、[redacted] さんに譲渡したいという旨を相談され、[redacted] さんがこれを受諾したということです。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。続きまして受付番号 2 5 3 - 8 号をお願いします。
[redacted] 推進委員	この事案につきましては、[redacted] 月の総会で賃貸借の許可申請が出ておまして、それ以降 [redacted] さんが親族に譲り渡したいという申し出が農業委員会にあり、いろいろ話を聞いた中で譲り渡し先が親族でありながら農業を行っていないということで許可できないという説明で本人が納得しまして、賃貸借人である [redacted] さんに譲渡するということで本件許可申請に及んだ次第です。よろしくお願いします。

議長	ありがとうございました。続きまして受付番号２５３－９号をお願いします。
推進委員	この事案につきましては、■月に転作作物の現地確認の時点で■さんに会いまして、その場で説明を受けました。既に耕作している土地を買い受けるということで話を聞きまして、許可申請を提出する時点につきまして、■月に押印くださいということでお見えになりましたので、その時に話を詳しく聞いております。既に耕作をしておられますので、名義が変わることだけです。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第１号は原案どおり可決いたしました。 議第２号 農用地利用集積等促進計画の決定について
議長	議第２号 農用地利用集積等促進計画の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第２号 農用地利用集積等促進計画の決定について、本日２件の申請が出ています。 (別添の農用地利用集積等促進計画書に基づき説明。) １９ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。
議長	ありがとうございました。 地元担当委員による現地確認報告をお願いします。
推進委員	整理番号１～２番ですが、先月■さんが亡くなられたということで、■さんと土地の売買契約をしていただきました。その旨を伝えまして解約ということで新しくやっておりますが、■■さんに変わっただけで今までと同じような形でやりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。

	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第２号は原案どおり可決いたしました。
	議第３号 換地計画（加田地区）の同意について
議長	議第３号 換地計画（加田地区）の同意について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第３号 換地計画（加田地区）の同意について、土地改良法の規定により土地改良事業の施行に係る地域については換地計画を定め、県知事の認可を受けなければならないとされており、その認可を受けるためには関係農業委員会の同意書を添付しなければならないということで、同意の願いが出ているものです。２１ページは原形図で２２ページは換地図です。 (別添の換地計画書に基づき説明。)
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第３号は原案どおり可決いたしました。 以上をもちまして、議案審議を終了します。 続きまして情報提供をお願いします。
事務局	情報提供をさせていただきます。 (中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の現地確認、トラクターシートベルト着用義務化、農業者年金について説明。)
議長	皆さまから情報提供はありますか。
委員	中山間地域等直接支払交付金の交付決定はいつ頃出ますか。
事務局	確認してまた連絡します。この度の協力依頼と合わせて皆さま

	に情報提供します。
■ 委員	シートベルト着用義務化のことですが、例えば農道はどうなりますか。
事務局	町道などの公道が対象です。
■ 委員	わかりました。
■ 委員	前に地域計画のことを聞きましたが、盛んに新聞等でも全国的に数値が低いと報道されていますが、まだまとめは出ませんか。
事務局	出てないです。
■ 委員	中山間地域等直接支払交付金はどこも引き続き申請されましたか。やめた地区は聞いてないですか。
事務局	聞いてないです。
■ 委員	飯南町は全て継続してやるだけの力があるということですが、担い手のことを言えば、小規模では場整備をしていないところがあって、手が足りないところが出てきています。また、個人的に草刈りができないので、このほ場は外してほしいとか、これは私の所だけの現象ではなく各地域であると思います。これが大きな課題となっていて、地域計画について飯南町で定まっていないところは早急に対応していかないといけないし、大規模な担い手について人的な課題はありますが、機械整備等の課題もあると思いますので、総合的な視点から今後の飯南町の米を中心とした農業を、関係の者でやっていかないといけないと思います。それで、町長の行政報告に担い手支援センターに専任職員を置くということがありました。それを見ると、担い手の人を支援するということが書かれていて、今後の農業を地域計画に基づいてこうしていくという方針が書かれてなくて残念です。専任職員を置いて何をしようとしているのか、そこを聞かせてほしいです。良いことだと思いますが、担い手の補助申請ということしか行政報告に書いてなかったのもので、本家本元のこういうことを狙っていくんだということがわかっていると思いますので、我々農業委員会にもこういう考え方でこうやっていくので専任職員を置いてこういう仕事をしてもらいますと、その辺の情報提供はあってしかるべきだと思います。
事務局	行政報告には補助金申請のことしか書いてなかったかもしれませんが、やっていただく業務は地域計画を推し進めていく上で■委員が言われた課題となっているところについて関わってもらおうということを考えています。

■ 委員	そこを言ってほしいです。
事務局	補助金申請はその一部です。
■ 委員	週に２日しか出ないと聞いていますが。
事務局	週に３日です。
■ 委員	それでできるような仕事ですか。
事務局	本人の出られる都合もあります。１１月から出られます。具体的にどなたかという、■在住の元県職の■さんという方です。お願いの話をした中で週３日ということで受けてもらいました。
■ 委員	本人の都合で何日しか出てもらえないというのは、仕事があるのか、その人があるのかということで本末転倒だと思います。その物理的な時間でやっていけるようにやってもらわないといけません。
事務局	各集落の事務負担が非常に大きく、これを助けなければならないというところは重大な課題として話に上がっておりまして、そういった中で■さんがどこまでやっていただけるのかということ、どんどん集落にとって助けになるような活動をしてもらえるように考えています。最初のところは週３日ですが、これから考えていきます。
■ 委員	基本的に地域計画に沿った飯南町の農業維持発展に向けた仕事をするということですね。以上です。
議長	ありがとうございました。
■ 推進委員	農業振興公社の立場で発言をさせていただきます。皆さん地元では場を見てもらっていただけて十分ご承知だと思いますが、高齢化が進んでおり昭和１０年代生まれの方が農業の主力でありまして、もう既に８０歳代の方でされている集落があり、法人ができているところはまだ良いですが、できてないところ、一部の農業委員さんからも話をいただけていますが、高齢化が進んで全部公社の方をお願いすれば受け手を探してもらえるのかというようなご意見をいただいておりますが、如何せん受け手がない限りはほ場の調整も公社でできる範囲ではなくて、出し手の方ばかりいらっしゃって受け手の方がいらっしゃらないというのが飯南町の最大の問題です。農地パトロールの中で十分に認識しておられると思いますし、私も業務をする中で、受け手がない中でマッチングというのはこれからどうしようかという心の焦りがあります。何かそういうことについて解決が見えないにしても、また時間等

議長 事務局 議長	をとって意見交換をしていただけたら、先々違う意見も出てくるのではないかと思います。心の焦りがあるという気持ちを話しさせていただきました。 ありがとうございました。 その他何かございませんか。 来月の農業委員会総会ですが、１０月２４日（金）に飯南町役場２階大会議室で行います。 ありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了します。 終了時間　１０時０７分 会　　長 ９番委員 １０番委員
--------------------------------	--

農用地利用集積等促進計画書

令和7年9月26日 公 告

整理 番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地				設定する権利						
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期	終期	新再	借賃	支払い方法
1							田	3,782	賃借権	水田	農地中間管理事業の 推進に関する法律第 18条第7項に規定す る農用地利用集積等 促進計画の許可に係 る公告日の翌日	令和12年3月31日	新	作付け 10aあたり 10,000円	毎年12月28日 までに口座振込
						1筆			作付け34.80a						
2							田	3,782	賃借権	水田	農地中間管理事業の 推進に関する法律第 18条第7項に規定す る農用地利用集積等 促進計画の許可に係 る公告日の翌日	令和12年3月31日	新	作付け 10aあたり 10,000円	毎年11月末日 までに口座振込
						1筆		3,782	作付け34.80a						
2件															
						2筆		7,564.00							